

## 竹原市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、一時預かり事業(こども園等に通っていない児童の一時預かり)の利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。

### 対象・補助上限額

#### 【対象児童】

- ・ 0歳児から小学校就学前までの児童  
(こども園等に通っていない乳幼児)



#### 【対象世帯・補助上限額】

対象世帯	補助上限額(日額)
① 生活保護世帯	3,000円
② 住民税非課税世帯	2,400円
③ 年収360万円未満世帯	2,100円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円

### 要件

- ・ 利用日時点で竹原市内に住民票があること。
- ・ 1月当たり14日の利用を限度とします。
- ・ 所得判定は、利用日が4月から5月の間は前年度の、6月から翌年3月までの間は当年度の市民税により判定します。

### 対象施設

明星こども園, 大乘こども園, 賀茂川こども園, 忠海東部こども園, NPO法人ふれあい館ひろしま(たんぽぽ)

※対象施設は変更する場合があります。ご利用前に施設にご確認ください。

### 申請方法

利用後に必要書類を添えて申請してください。

代理受領(施設が保護者に代わって請求・受領する方法)を希望される場合は、利用前に各施設にお問い合わせください。

### 補助対象期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日利用分

### お問い合わせ

竹原市社会福祉課子ども福祉係 ☎0846-22-7742